

岐阜産業会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

岐阜産業会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和二年九月十七日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜産業会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

岐阜産業会館の設置及び管理に関する条例（昭和四十五年岐阜県条例第十三号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。
（岐阜県附属機関設置条例の一部改正）
- 2 岐阜県附属機関設置条例（平成二十五年岐阜県条例第一号）の一部を次のように改正する。
別表一の表岐阜県指定管理者制度等運用委員会の項中「岐阜産業会館及び」を削り、同表岐阜産業会館指定管理者審査委員会の項を削る。

提 案 説 明

岐阜産業会館を廃止するため、この条例を定めようとする。